諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年７月６日（令和８年（行個）諮問第２５３号及び同第２５４号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行個）答申第２０７号及び同第２０８号）
事件名：本人の相談に係る労働相談票等の利用不停止決定に関する件
本人の相談に係る労働相談票等の不訂正決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求及び訂正請求につき、利用不停止及び不訂正とした各決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）９８条１項の規定に基づく利用停止請求及び法９０条１項の規定に基づく訂正請求に対し、令和８年１月１６日付け愛労発雇均０１１６第１号及び同年３月６日付け愛労発雇均０３０６第１号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（諮問第２５３号。以下「原処分１」という。）及び不訂正決定（諮問第２５４号。以下「原処分２」といい、「原処分１」と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する各審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。（原処分共通の記載）

（１）各審査請求書

令和８年１月１６日付、同年３月６日付２通について、保有個人情報の利用停止しない旨の決定について不服があるため審査請求します。

（２）意見書

諮問庁の考え方が誤認している。

審査請求人は相談した内容と相違していると主張しているが理解していない。理解していないにも関わらず諮問庁は理由説明書（下記第３）４結論を出している。

原処分は妥当ではなく棄却すべきではない。

削除の請求を求めます。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件各審査請求の経緯

（１）審査請求人は、利用停止請求者として、令和７年１２月９日付け（同月１１日受付）で、処分庁に対し、法９８条１項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る利用停止請求を、訂正請求者として、令和８年２月１２日付け（同月１３日受付）で、処分庁に対し、法９０条１項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る訂正請求をした。

（２）これに対し、処分庁が令和８年１月１６日付け愛労発雇均０１１６第１号により利用不停止決定（原処分１）及び同年３月６日付け愛労発雇均０３０６第１号により不訂正決定（原処分２）をしたところ、審査請求人は、これらを不服として、同年４月５日付け（同月７日受付）で本件各審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

３　理由

（１）諮問第２５３号

ア　利用停止請求対象情報該当性について

利用停止請求は、法９８条１項において、自己を本人とする保有個人情報が、同項１号又は２号に該当するときに行うことができると規定されている。

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、令和７年１２月２日付け愛労発雇均１２０２第１号により開示決定を受けた保有個人情報であることから、法９８条１項に定める「自己を本人とする保有個人情報」に該当すると認められる。

イ　利用停止の要否について

法９８条１項１号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法６１条２項の規定に違反して保有されているとき、法６３条の規定に違反して保有されているとき、法６４条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法６９条１項及び２項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法１００条は、行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないと規定している。

そこで、本件利用停止請求につき、法１００条の「利用停止請求に

理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下検討する。

（ア）適正な取得（法６４条）及び不適正な利用の禁止（法６３条）について

本件対象保有個人情報が記載された相談票の作成目的は、総合労働相談の実施記録であるところ、本件対象保有個人情報は、相談員が審査請求人からの相談内容等を記録として残しておくことを目的に作成したものと認められ、本件対象保有個人情報は適正に取得されたものと認められる。

また、本件対象保有個人情報が法６３条の規定に違反して取り扱われているとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報は、処分庁において適正に取得されたものではないと認めることはできず、不適正な利用がされているものとも認められない。

（イ）保有の制限等（法６１条２項）及び利用及び提供の制限（法６９条）について

本件対象保有個人情報が記載された相談票の利用目的は、審査請求人からの総合労働相談の実施記録のためであり、総合労働相談の実施記録のためという利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、当該利用目的以外の目的で利用し、又は提供している事実も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報を法６１条２項の規定に違反して保有しているとは認められず、さらに、本件対象保有個人情報を法６９条１項の規定に違反して利用目的以外のために利用し、又は提供しているとは認められず、同条２項の規定に違反しているものとも認められない。

（ウ）小括

上記（ア）及び（イ）から、本件利用停止請求については、法９８条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

ウ　原処分１の妥当性について

上記イのとおり、法１００条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められず、原処分１は妥当である。

（２）諮問第２５４号

ア　本件対象保有個人情報について

本件訂正請求の対象となる保有個人情報は、審査請求人が令和７年１１月１８日付け（同日受付）で処分庁に対して行った法７６条１項の規定に基づく開示請求に対して、処分庁が同年１２月２日付けで全部開示決定した保有個人情報であり、具体的には、労働相談票（①特

定年月日Ａ付け、②特定年月日Ｂ付け）である。

イ　本件訂正請求について

本件審査請求について、審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由を「保有個人情報の利用停止しない旨の決定について　不服があるため審査請求します」旨を主張しているが、審査請求に係る処分は、処分庁の不訂正決定に係るものであることから、本件審査請求は、訂正請求を求めるものと判断する。

審査請求人は、訂正請求書において、相談内容に誤りがあるとして、別紙の３に掲げる訂正を求めている。

ウ　訂正の要否について

本件訂正請求の対象となる保有個人情報は、上記アのとおりであり、法９０条１項１号に掲げる「保有個人情報」に該当する。

また、訂正請求の対象は、「相談票」のうち「相談の内容」欄の記載であり、法９０条１項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

相談票は、通常、相談者から相談を受けた担当者が、担当者の判断により必要と思われる内容について記録するものである。

相談票は、相談から間を置かずに記入するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、また、相談者からの相談内容・聴取内容を意図的にわい曲して記載したとする特段の事情やあえて事実でない内容を記載する理由も認められない。

したがって、審査請求人の相談内容についても、事実と異なる内容や不要な情報が記録されているとは認められない。

加えて、審査請求人は、本件訂正請求において、上記イのとおり訂正を求めているが、当該審査請求書には、訂正請求部分である相談内容の記載が事実と異なると判断できる客観的根拠は示されていない。

したがって、本件訂正請求は、法９２条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められない。

エ　原処分２の妥当性について

上記ウのとおり、法９２条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められず、原処分２は妥当である。

４　結論

よって、本件各審査請求について、本件利用停止請求及び本件訂正請求に理由があるとは認められず、利用停止及び訂正しないこととした原処分は妥当であるから、本件各審査請求は棄却すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和８年７月６日　諮問の受理（令和８年（行個）諮問第２５３号及び同第２５４号）
② 同日　諮問庁から理由説明書を収受（同上）
③ 同年８月２８日　審査請求人から意見書を収受（同上）
④ 同年１０月６日　審議（同上）
⑤ 同月２６日　令和８年（行個）諮問第２５３号及び同第２５４号の併合並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件利用停止請求及び本件訂正請求について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人が令和３年度に特定労働基準監督署に相談した２件の相談票及び添付書類である。

審査請求人は、本件対象保有個人情報について、利用停止（消去）及び別紙の３のとおり訂正することを求めているところ、処分庁は、①原処分１で、法９８条１項１号及び２号のいずれにも該当しないとして利用不停止とし、②原処分２で、法９２条に定める訂正請求に理由がある場合に該当しないとして、不訂正とした。

このため、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否及び訂正の要否について検討する。

２　本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

（１）利用停止請求対象情報該当性について

法９８条１項１号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、①法６１条２項の規定に違反して保有されているとき、②法６３条の規定に違反して取り扱われているとき、③法６４条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は④法６９条１項及び２項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法１００条は、「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

（２）利用停止の要否について

ア　適正な取得及び不適正な利用の禁止について

（ア）諮問庁は、上記第３の３（１）イ（ア）において、本件対象保有個人情報が記載された相談票の作成目的は、総合労働相談の実施記録のためであるところ、本件対象保有個人情報は、相談員が審査請求人からの相談内容等を記録として残しておくことを目的に作成し

たもので、適正に取得されたものと認められ、また、法６３条の規定に違反して取り扱われているとは認められない旨説明する。

（イ）当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報が記録された文書を確認したところ、当該文書は、審査請求人からの労働相談について、その相談の内容や当該相談に応じた労働基準監督署の相談員が行った処理の状況や意見等の要旨が記載されており、本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労働相談に係る記録であり、当該相談員が、当該相談を処理するに当たり、作成、取得等した情報であると認められる。

（ウ）この点につき、審査請求人は、利用停止請求の趣旨として、適正な範囲を超えて、誤解を生じる内容入力文であるとし、また、審査請求書及び意見書（上記第２の２）においても、不服がある、又は相談した内容と相違している旨主張するが、これを裏付ける具体的な証拠等を提示していない。

そして、上記（イ）を踏まえると、本件対象保有個人情報は適正に取得されたものであり、不適正な利用はされていないとする上記（ア）の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報が、法６４条の規定に違反して取得されたとは認められず、また、法６３条の規定に違反して取り扱われているとも認められない。

イ　保有の制限並びに利用及び提供の制限について

（ア）諮問庁は、上記第３の３（１）イ（イ）において、本件対象保有個人情報が記載された相談票の利用目的は、審査請求人からの総合労働相談の実施記録のためであり、総合労働相談の実施記録のためという利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、当該利用目的以外の目的で利用し、又は提供している事実も認められない旨説明する。

（イ）上記アを踏まえると、上記（ア）の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報が、法６１条２項の規定に違反して保有されているとは認められず、また、法６９条１項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用又は提供されているとは認められず、同条２項の規定に違反しているものとも認められない。

ウ　上記ア及びイから、本件利用停止請求については、法１００条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

３　本件対象保有個人情報の訂正の要否について

（１）訂正請求対象情報該当性について

ア　訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法９０条１項において、同項１号及び２号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

イ　訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、上記１のとおり、審査請求人が法７６条１項の規定に基づき開示請求を行い、令和７年１２月２日付け愛労発雇均１２０２第１号の開示決定により開示を受けた保有個人情報であることから、法９０条１項１号に該当すると認められる。

また、審査請求人は、本件対象保有個人情報が記録された文書である相談票の記載について、別紙の３に掲げる内容への訂正を求めており、法９０条１項の訂正請求の対象となる「事実」に関する記載であると認められる。

（２）訂正の要否について

ア　訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法９２条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

イ　諮問庁は、上記第３の３（２）ウにおいて、おおむね以下のとおり説明する。

相談票は、通常、相談者から相談を受けた担当者が、その判断により必要と思われる内容について記録するものであり、相談から間を置かずに記入するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくい。また、相談者からの相談内容・聴取内容を意図的にわい曲して記載したとする特段の事情やあえて事実でない内容を記載する理由も認められないことから、審査請求人の相談内容についても、

事実と異なる内容や不要な情報が記録されているとは認められない。

ウ　以下、訂正の要否について検討する。

本件訂正請求は、審査請求人の相談内容の大部分について、誤りがある等として、削除又は審査請求人が主張する記載に訂正を求めるものである。

しかしながら、当審査会において、審査請求人の訂正請求書、審査請求書及び意見書を確認したところ、本件訂正請求部分の記載内容が同人の相談内容と異なっており事実でないということを示す、客観的根拠が提示されているものとは認められない。他方、上記イの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、本件訂正請求は、法９２条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められない。

４　本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求及び訂正請求につき、法１００条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当しない、及び法９２条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして、利用不停止及び不訂正とした各決定については、本件対象保有個人情報は、法１００条の保有個人情報の利用停止をしなければならない場合及び法９２条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

１　本件対象保有個人情報が記録された文書
　　令和３年度に特定労働基準監督署に相談した労働相談票及び添付書類一式
（「特定事業場Ａ」、「特定事業場Ｂ」の件を含む）

２　利用停止請求の趣旨（諮問第２５３号）
　　適正な範囲を超えて、誤解を生じる内容入力文であるため。

３　訂正請求の内容（諮問第２５４号）

訂正を求める部分	記載内容	審査請求人が求める訂正内容	訂正を求める理由
特定年月日Ａ付け相談票	退職することを決め、エリアマネージャーの上の方（特定個人）と話し合い、特定月末で退職することが決まった。ところがその後、現場リーダーから「今すぐに辞めてもらう。荷物をまとめて帰って」と解雇通告された。納得できない。解雇予告手当を払ってもらいたい。	特定事業場Ｃ勤務中、エリアマネージャーから特定事業場Ｄに異動と言われ、特定事業場Ｄ異動。特定事業場Ｄから特定施設に異動と言われ、特定施設２ヶ所異動。異動が多すぎるため、退職。特定事業場Ｃ勤務中に未経験である従業員に対し、パワハラ行為がありました。　（業務内容とは全く関係ないパワハラ行為）	相談内容に誤りがあります。退職日は相談の時点では決定していない。
特定年月日Ｂ付け相談票	（略）（「相談の内容」欄の記載のうち、「個別紛争」及び「特定事業場Ａ」を除く全ての記載。）	特定事業場Ａ 物品盗難、パワハラ行為が従業員からあった。	相談内容にたくさん誤りがある。特定事業場Ａに関する詳しい詳細は労働相談特定職員には話していません。全く関係ない

			会社さんまで書かれている。詳細すぎます。

（注）訂正請求書の内容を基に、当審査会事務局において作成。